

保護者 様

学校感染症による出席停止について

群馬県立中央中等教育学校長

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症（学校感染症）」は下記のとおりです。学校感染症に罹患した場合は、出席停止となります（欠席になりません）。他者への感染の恐れがなくなり登校できるようになりましたら、下記の治癒証明書を主治医に記入していただき、登校する日に持参し提出してください。

なお、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、下記の「治癒証明書」ではなく、保護者が記入する「療養報告書（別紙）」を提出することとなっています。

分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ※療養報告書（別紙）を使用	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 ※療養報告書（別紙）を使用	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日間を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症（群馬県では定めていません）	

（注）第3種「その他の感染症」に含まれる手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、带状疱疹、伝染性膿痂疹（とびひ）は原則として出席停止になりませんが、登校の目安は医師の指示を受けてください。

治 癒 証 明 書

年 組 氏名

上記の者について、学校感染症の（ ）について、他者への感染の恐れがなくなりましたので、 月 日より登校してよいことを証明します。

出席停止期間（ 月 日 ～ 月 日まで）

令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印